

国立市環境基本計画進捗状況報告書 平成25～29年度版に関する意見と対応一覧

No.	具体的な施策（総合評価点）	担当課	意見	対応
1	P.4「人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、ママ下湧水、多摩川や矢川など水辺環境の保全」（4点）	環境政策課	①自然保護上重要な場所を親水空間とすることには生態系の構造を破壊してしまう危険がある。水辺空間の保全と、親水空間の施設整備は別のことと認識されたい。	①その認識は重要であり、今後も適切に対応していく。
2	P.5「市民参加による河川・水路（用水路）の維持管理活動などの環境・仕組みづくり」（3点）	環境政策課	①ホタル復活は現代的な自然保護、すなわち地域の系統の保全に配慮しながら行うべきである。そのため、現代の生物学における種の認識をしっかりと学ぶ必要がある。 ②放流したホタルのルーツはどこか。地域のものではない種だと生態系を壊す恐れがあるのでよくないのでは。有識者を交えた活動なのか。 ③評価の理由が同じなのに H27 と H28 以降の点数が違っているのはなぜか。同じ文章で点数が違うのは読む人に違和感を与える。	①その辺りについては市も十分注意しており、可能な限り近隣からホタル幼虫の調達を図るとともに、ホタル飼育の専門家に指導を仰ぎながら今後も進めていきたい。 ②渋谷区ふれあい植物センターの元館長に指導を仰ぎ、ホタルの幼虫について、可能な限り近隣市や都内から調達するよう注意している。また、ホタルの餌となるカワニナは市内の水路から移設している。 ③里人会議で実施している城山にホタルを復活させる環境保全活動があったため、評価が「3」になった。今後は理由を記載していく。
3	P.8「河川・水路（用水路）を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供」（4点）	南部地域まちづくり課	田植えと稲刈りを実施しているだけなのに生き物観察というのは変ではないか。書き方を変えた方がよい。	今後報告書の書き方を整理していく。
4	P.9「河川改修時に生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備」（2点）	環境政策課	①矢川の護岸は目地が深く野草の生育可能な点がよいので、改修計画に当たっては多孔質な環境の維持に努めること。 ②「予算不足のため着手できなかった」と記載されているが、分かりにくい。どのように評価すべきなのか。何年計画で進めていくのか。 ③生物多様性地域戦略を作れば、こういった施策についても横断した形でカバーでき、予算にも反映させやすくなるのではないか。	①安全性と費用のバランスを考え、最善の方策をとるよう努める。 ②平成29年度に政策予算で1件予算がついた。市内各所に課題があり、計画は無いが優先順位をつけて取り組んでいく予定。 ③ご指摘のとおり。加えて、多摩川は国、水路は府中用水土地改良区のものであり、組織的な横断（協力、連携）が必要と認識している。

No.	具体的な施策（総合評価点）	担当課	意見	対応
5	P.12「緑地保全地区指定の推進」（1点）	環境政策課	「土地所有者の意向も必要であり、困難である。」と記載しているが、何らかの努力は必要だと思う。計画に書かれているのは実施していくべき。 （地区指定の可能性のある）崖線について、補助金を受けられるなど指定のメリットを所有者に説明して少しずつでも指定していくべきではないのか。市として候補地をPRすべきではないか。 指定出来そうなところから順に指定していくと良いのでは。 （指定された土地が）点在していても後々一緒にしていけばよい。実施していくことに意味がある	市における考え方の整理がまだできていないため、（緑地保全地区のあり方から整理し、）方針を作るところから整理していきたい。
6	P.13「認定農業者の取組支援など環境保全型農業の推進支援」（5点） P.16「担い手育成、直売所整備など営農支援事業の推進」（5点）	南部地域 まちづくり課	評価の内容が全く同じだが、ということか。	都が基本方針を定めて市が基本構想に基づき農業者を支援する認定農業者制度の中で、環境保全型農業や担い手の育成、直売所の整備などが含まれているため同じ評価になっている。
7	P.20「市内の生物多様性について現状を把握するとともに国や都との共同による計画的な保全の推進」（2点）	環境政策課	①「生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。」と記載しているが、緑の基本計画策定時に市内の生き物調査をした。これの確認調査を実施していれば未着手ということではないのではないか。 ②緑の基本計画には水生生物等の水域の生物も含まれているのか。 ③生物多様性という言葉の位置づけをしっかりすべき。	①確認調査は実施していなかったため1の評価である。29年度保全計画に先行した取り組みを始めたため2とした。今後緑の基本計画の改訂に向けて、生物多様性の現状把握を行いたい。以前行われた生き物調査はもちろんベースになるが、やり方については検討させてほしい。 ②水域の生物も緑の基本計画の中で考慮される。 ③世界193か国とEUが締結した生物多様性条約によると生物の多様性とは「全ての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」とあり、これに基づき国家戦略が定まり、市としても行政上又は政策上の措置を講じている。
8	P.28「都市景観形成重点地区の指定による景観の保全、向上、創出」（2点）	都市計画課	①「申請が無かったため認定や支援の実施なし。」と記載しているが、申請されるのを待っていないで、活動している団体があるだろうから市から呼び掛けをすべき。 ②制度が無いならそう記載すべき。	①既に景観形成活動団体は、大学通りの道路部分を公共空間地区（A地区）として、一橋大から江戸街道までの緑地と歩道部分を学園・住宅地区（C地区）として指定されている。国立駅前から一橋大学までの商業地区は、市からアプローチはしているが住民の合意形成が上手く進まず、地区指定に至っていない。 ②制度が無いわけではないが運用ができていないので、記載方法を整理する。

No.	具体的な施策（総合評価点）	担当課	意見	対応
9	P.30「重要景観資源の指定の推進」（1点）	都市計画課	①「重要景観資源」はなぜ指定していないのか。甲州街道沿いにある玉石を積んだ石垣など、たくさんあるのではないのか。 ②この重要景観資源を守るためにはどんなルールを作ればいいのか、というように努力すべきで、その方が早く実施できる。	①指定するための条件整備が出来ていない。民間所有地については、所有者の意向もありハードルが高い。今後は都市景観形成基本計画の改訂が、今年度と来年度で実施されるので、その中で考え方を整理していく。 ②ご意見としていただき、上記のとおり都市景観形成基本計画改訂の中で整理していく。
10	P.32「雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全」（4点）	生涯学習課	①文化財の指定はよく実施しているようだ。 ②誰もが目標を共有できるようにするため、目標植生を現状を踏まえて定め、断面模式図を作成してほしい。	①担当課へ伝えた。 ②図面化することは重要であると認識しているので今後必要があれば対応を検討する。
11	P.35「学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施」（2点）	都市計画課	「学生」とはどの年齢層なのか。小中学生であれば「生徒」「児童」ではないか。「学生」だと大学生にあたる。	「小学生から大学生まで」と修正する。
12	P.41「公共施設の緑化の推進」（3点）	環境政策課	①ゴーヤのことばかり書かれているが、緑のカーテンを実施したことによって、そこから波及して市民の方や施設の方でこういう取組が行われた、というようなことは無かったか。 ②こうした良い取り組みは市報に載せてもらわないとなかなか気付かない。 ③ゴーヤはもともと国立市にあったものではない。元々あった植物を増やしていくべき。 ④多年性の朝顔は繁殖力が強く注意した方がいい。	①環境政策課でゴーヤの種を窓口配布している。「配布はまだか」という問合せを受けるので市民の方々にも浸透していると思われる。6月の環境月間では花の種も配布している。 ②市報には載せているが記事自体小さくなっているかもしれない。 ③今後は朝顔も広げていきたい。 ④了解した。
13	P.46「既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充」（5点）	道路交通課	大学通りに設置されている（一橋大学に隣接した）無料駐輪場は、あくまで臨時であるはず。いつになったらなくなるのか。JR中央線高架の下に代替地ができたから、大学通りの駐輪場を原状復帰させたらどうか。	市として解除していく方針ではあるが、大学通り東側については市の東地区に駐輪場が無く、高架下駐輪場の利用率が低い状況で、いつ解除するという時期は現在決まっていない。
14	P.47「自転車の利用マナー向上、放置自転車対策の推進」（5点）	道路交通課	「スケアート・ストレート教育技法」とあるがこれはスケアートの間違いではないか。	修正する。
15	P.57「電磁波に関する情報の把握および収集や市民への提供」（2点）	環境政策課	国立市では電磁波問題への市民の関心が高いと思われるが、あまり実施していないのはなぜか。活動している団体に対し、最近の状況について確認はしているか。	確認はしていない。近年は電磁波については問い合わせがない状況。

No.	具体的な施策（総合評価点）	担当課	意見	対応
16	P.60「事業系ごみの削減、事業系紙ごみの再資源化の推進」（4点）	ごみ減量課	国立市の街路樹の処分費用はどれくらいなのか。 処分に伴い排出される二酸化炭素の量の統計数値はあるか。	例えば、桜通りの桜の木の伐採費用は1本あたり約23万円（相場の4分の1）。伐採した5本の桜の運搬について、トラック（2t）で片道2.8kmのリサイクル施設に3往復して運んだとする。トラックが1km走行すると約244グラムのCO ₂ が発生する。したがって、1本あたり0.8kg-CO ₂ が発生する。
17	P.62「生ごみたい肥化容器普及など各種取組を通じた生ごみ減量化の推進」（4点）	ごみ減量課	①ミニキエーロの有効な使い方等は周知した方がよい。 ②50坪以上の家庭には、生ごみを回収しにいかないというのはどうか。生ごみを庭に埋めてしまえば、生ごみは出ない。	①HP、市報で使い方のコツなどを紹介しており、今後もさらなる周知に努める。 ②家庭毎の状況が異なるので、統一的な対応は難しい。
18	P.63「家庭ごみ有料化（指定有料袋の導入）」（5点）	ごみ減量課	①ごみの有料化に至るプロセスがあると思うが、突然評価が「1」から「5」になっている。委員会などで検討をされ、有料化が実現したのであれば、「1」ではなく「3」や「4」ではないのか。 ②どれくらいごみが削減できたか定量化してほしい。	①検討は以前より行っているが、実施しているかどうかという評価基準なので「1」とした。 ②平成29年9月にごみの有料化を行い、前年の同時期と比較してマイナス12.6%だった。国立市の場合、有料化以前にリサイクルの徹底、ミニキエーロの普及促進など様々な手法に取り組み、最後に有料化した。
19	P.70「グリーン購入の推進」（2点）	環境政策課	①平成25&26年度の評価「3」から翌年以降、「2」に下がっているのはなぜか。 ②グリーン購入の調達方針を策定した方がよい。 ③市では紙は再生紙を使用しているか。	①平成25&26年度は現在の基準がなかったため。環境配慮契約の方針は、電力については策定済みだが、他は手が付けられていない。ただし、全庁的に環境配慮物品を購入するよう推進している。 ②検討する。 ③全庁的に原則再生紙を使用している。
20	P.71「一般廃棄物の中間処理後に発生する焼却灰の適切な利活用推進」（5点）	ごみ減量課	エコセメントについて、自分で出したごみを焼却してできた焼却灰が、こういった形で還元されているか学んだ方がよいと思う。	毎年市民及び小学生向けにエコセメントを製造している東京多摩広域循環組合二ツ塚処分場への見学を行っている。
21	P.78「市の施設や公園、公立学校などの公共施設敷地内への雨水タンクなどの雨水貯留装置設置の導入推進」（2点）	環境政策課	地下水脈調査を実施するにあたり、地下水の量と質で考える必要がある。地下水の湧き水は水資源として重要なものなので、大きな問題として水に関する総合的な計画はないのか。	市では平成21年に水循環基本計画を策定し、地下水から河川、水道、防災まで水について総合的に取り組んでいる。平成28年度に時点修正した。環境基本計画の下に水循環基本計画を位置づけ、庁内連絡会にて進捗状況を確認している。
22	P.79、80「雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援」（4点、3点）	環境政策課 下水道課	雨水浸透ますと雨水貯留装置を（担当課が異なるなら）別々に分けて記載できないか。	レイアウトの問題で現状の様な記載になっている。今後レイアウトは検討する。
23	P.81「歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進」（2点）	環境政策課	浸透性インターロッキングは間違い。透水性インターロッキングだ。	訂正する。

No.	具体的な施策（総合評価点）	担当課	意見	対応
24	P.85「低炭素社会構築に向けた、市民・事業者の意識啓発、取組支援」（3点） P.86「市域内への再生可能エネルギーの普及促進」（4点）	環境政策課	事業者向けの取組として、市は補助金を出せないかもしれないが、国や都の省エネ設備に対する補助金関連情報を発信した方がよいのではないかと。今年度、国や都の補助金は、予算が多く手厚いものになっている。	対応する。
25	P.90「市民・事業者を対象とした出前講座の開催」（4点）	生涯学習課	講師として地域の人材をリストアップし、全庁的に共有しておけば良いのではないかと。市職員はスペシャリストになる必要はなく、（地域にいるスペシャリストである）人材をマネジメントできればよい。	地域の人材を登録して運用していく体制はまだ構築できていないので、（仮称）生涯学習振興・推進計画の中で考え方を整理していく。
26	P.91「総合学習の時間や地域活動などを活用した子供への環境教育の機会の提供」（4点）	教育指導支援課	評価の理由が「小学校のカリキュラムの中で（中略）①地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。」とあるが、実際は教育できたのか。「②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができている。」という表現は、甘すぎるのではないかと。総合5年間については、概ね達成されたということによいのか。具体的に、明確にした方がよい。	環境教育は、小中学校の各学年の教科の中に位置づけられ、それに沿った授業が行われている。その中で、特に4年生はごみ処理、リサイクルを学ぶためごみ処理やリサイクル施設見学を行い、5年生は、身近な環境との関わりを学ぶため6月、10月の稲作体験や8月の野外体験教室を行い、水田、耕地の働きや自然や環境保全を、6年生は日光移動教室で植樹体験を通し森林環境を学んでいる。中学校では、社会科、理科等の授業の中で、環境保全、地球環境を、技術家庭、理科等の授業でエネルギー資源やエネルギーの有効利用が組み込まれている。以上のように実際に環境教育が行われている。 上記の様に環境教育は、市内公立学校に通う全ての児童・生徒に対し、学年に応じ実施しているので、全ての児童・生徒に環境教育を受ける機会は与えられているが、全ての児童・生徒が受けているという表現は避けた。 5年間の総合評価について、前述のように学年に応じた環境教育が行われているので、5年間を通し、市内公立学校に通う児童・生徒に対する環境教育の機会の提供は達成された。
27	全体		①環境基本計画の取組間に構造を設けることはできないか。現状では、どの取組も同じ重さになっているが、キーになる取組があるのではないかと。 ②欄外に用語説明を加えてほしい。	①本計画においてはどの施策もおしなべて同等であり、全体として推進していくものと考えているため、特に構造を設けてはいない。 ②来年度評価の際に対応する。